

## 随意契約（相手方指定）調書

件名	公園・児童遊園等清掃委託	5200350
工（納）期	令和7年3月31日	
契約締結日	令和4年4月1日	
契約金額	推定総額 40,662,739円（消費税込み）	

契約相手方	公益社団法人 荒川区シルバー人材センター (法人番号：9011505001507)	
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。	
備考	複数単価契約 地方自治法施行令第167条の17に基づく長期継続契約	

業者選定理由書

<p>件名</p>	<p>公園・児童遊園等清掃委託</p>
<p>指名業者 (案)</p>	<p>名称 公益社団法人 荒川区シルバー人材センター                  所在地 東京都荒川区東尾久4-32-7                  代表者 会長 寺澤 武</p>
<p>特命理由</p>	<p>本件は、公園・児童遊園等の清掃業務を委託するものである。                  主管課では、契約締結請求にあたり、部の機種・業者選定委員会の了承を得た上で、上記法人を契約相手方としたい旨の依頼があった。</p> <p>経理課において検討したところ、                  地方自治法施行令第167条の2第1項第3号において、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に規定するシルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合は、随意契約によることができると規定されている。</p> <p>上記法人は、荒川区在住の高齢者が会員となっている公益社団法人であり、本件を委託することで、健康で働く意欲のある高齢者に就業機会を提供することになる。</p> <p>上記法人は、令和3年度まで本件業務を受託しており、これまでの履行状況は良好である。</p> <p>以上のことから、上記法人を契約相手方とした随意契約を締結する。</p>
<p>その他 特記事項</p>	<p>根拠規定：地方自治法施行令第167条の2第1項第3号                  （高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に規定するシルバー人材センター等から役務の提供を受ける契約）</p> <p>本件は、地方自治法施行令第167条の17に基づく長期継続契約とする。</p>